教育長に土屋健治氏が就任しました

園田喜雄（そのだよしお）前教育長の任期満了に伴い、令和3年第1回市議会定例会において「東久留米市教育委員会教育長の任命について」の議案が上程され、同意されました。

これにより、4月1日付で新教育長に土屋健治（つちやけんじ）氏（62歳）が就任しました。

任期は4月1日～6年3月31日の3年間です。

同氏の主な経歴は次の通りです。昭和57年4月に東久留米市役所入庁、その後、都市建設部都市政策担当課長、企画経営室参事、企画経営室長を歴任。

▲土屋健治教育長

市人事異動

市では、4月1日付および7日付で部課長および係長・係員の異動を行いました。部課長級の異動は次の通りです（カッコ内は前職。※は再任用）。

◎**4月1日付**

【部長級】議会事務局長兼議会事務局次長事務取扱※（議会事務局長兼議会事務局次長事務取扱）坂東正樹▽企画経営室長（子ども家庭部長）長澤孝仁▽総務部長兼管財課主幹事務取扱※（総務部長兼管財課主幹事務取扱）佐々木弘治▽市民部長（教育部長）森山義雄▽子ども家庭部長（企画経営室財政課長）功刀隆▽都市建設部長※（都市建設部長）小原延之▽教育部長（市民部長）山下一美

【課長級】企画経営室企画調整課長兼主査事務取扱（企画経営室企画調整課長）道辻正信▽企画経営室財政課長（市民部課税課長）片山英徳▽総務部総務課長（子ども家庭部子育て支援課長）関知紀▽総務部情報管理課長兼統計調査係長事務取扱（総務部情報管理課長）市澤信明▽市民部生活文化課長（子ども家庭部児童青少年課長補佐兼児童青少年係長）木村大輔▽市民部課税課長（福祉保健部保険年金課長）廣瀬明子▽市民部納税課長※（選挙管理委員会事務局長）保木本健一▽環境安全部環境政策課長（環境安全部環境政策課長兼計画調整係長事務取扱）桑原直人▽福祉保健部福祉総務課長（教育部図書館長）佐藤貴泰▽福祉保健部健康課長（福祉保健部主幹）高柳邦昭▽福祉保健部保険年金課長（福祉保健部福祉総務課長）中谷義昭▽子ども家庭部子育て支援課長（企画経営室企画調整課長補佐兼主査）沼田多加志▽都市建設部道路計画課長（都市建設部道路計画課長兼道路交通計画係長事務取扱）武内浩司▽都市建設部施設建設課長（都市建設部施設建設課長兼主査事務取扱）小林徹雄▽会計課長（総務部総務課長）浦山和人▽教育部図書館長（市民部生活文化課長）島崎律照▽選挙管理委員会事務局長（市民部納税課長）岩澤純一▽監査事務局長（会計課長）渋谷千春

◎**4月7日付**

【部長級】総務部長兼会計課長事務取扱※（総務部長兼管財課主幹事務取扱）佐々木弘治

【課長級】総務部総務課長兼管財課主幹（総務部総務課長）関知紀▽福祉保健部健康課長（会計課長）浦山和人▽福祉保健部主幹（福祉保健部健康課長）高柳邦昭

詳しくは職員課☎470・7716へ。

夜間・休日納付相談窓口を開設します

夜間と休日に市税などの納付と納付相談窓口を開設します。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。納付相談は、事前連絡をいただけると相談がスムーズに進みます。来庁の日時をご連絡ください。

【日時】▼夜間納付相談窓口＝4月21日（水）の午後8時まで▼**休日納付相談窓口**＝4月24日（土）・25日（日）のいずれも午前9時～午後4時

【会場】納税課（市役所2階）

【その他】保育園保育料、保育園副食費、学童保育所費は、納付書を持参していただければ領収します

【ご注意】納税証明書の発行はできません

詳しくは納税課☎470・7730へ。

特別児童扶養手当・特別障害者手当などのご案内と各手当額のお知らせ

特別児童扶養手当

次の①～③いずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。①愛の手帳1～3度程度②身体障害者手帳1～3級程度③長期間安静を必要とする病状または精神の障害により、日常生活に著しい制限を受ける児童。ただし、施設入所者、児童の障害を支給事由とする公的年金を受給されている方には支給されません。

※申請者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限あり。

【手当月額】▼1級＝5万2500円▼**2級**＝3万4970円

特別障害者手当

重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な20歳以上の方に支給されます（おおむね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で、かつ、それらが重複している方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方）ただし、施設入所者および病院等に3カ月を超えて入院している方は支給されません。

※本人・扶養義務者の所得制限あり。

【手当月額】2万7350円

障害児福祉手当

重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます（身体障害者手帳1級および2級の一部程度、または愛の手帳1度および2度の一部程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方）。ただし、施設入所者および障害年金等の受給者には支給されません。

※本人・扶養義務者の所得制限あり。

【手当月額】1万4880円

手当額の改定は行われません

例年4月分から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当が改定されますが、3年度は手当額の改定は行われませんでした。

心身障害者福祉手当

次の①・②のいずれかに該当する方に支給されます。

①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症のいずれかに該当する20歳以上の方②身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方、難病医療費助成受給者の方。

ただし、施設入所の方、65歳以上で新たに対象要件を満たした方、児童育成手当の障害手当を受給中の方は受給できません。

※20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所得制限あり。

【手当月額】①が1万5500円、②が4000円

心身障害者福祉手当住宅加算

次の①・②のすべてに該当する方に支給されます。

①手当月額1万5500円の心身障害者福祉手当を受給している方②市内の民間アパート・借家等にお住まいで、市より他の住宅扶助を受けていない非課税世帯の方

【手当月額】3500円

重度心身障害者手当

常時特別な介護を必要とする重度心身障害者の方。新たに65歳前に次の①～③のいずれかに該当する判定を受け、認定された方に支給されます。

①重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方②重度の知的障害と身体障害の重複障害の方③重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座っていることが困難な方。

ただし、施設入所者および3カ月を超えて入院している方には支給されません。

※20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所得制限あり。

【手当月額】6万円

詳しくは特別児童扶養手当についてが児童青少年課助成支援係☎470・7736、その他手当についてが障害福祉課☎470・7747へ。

新生児臨時特別定額給付金を支給します

国が実施した特別定額給付金の基準日の翌日（令和2年4月28日）以降に生まれ、給付金の対象とならなかった新生児を養育する家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、市独自に給付金を支給します。

【支給対象児童】2年4月28日～12月31日に出生し、給付金の申請日において、市の住民基本台帳に登録されている児童

※支給対象児童には転入者も含みますが、当市以外の市区町村で既に本給付金と同等のものを受給している場合は対象外となります。

【支給対象者】申請日時点で支給対象児童の属する世帯の世帯主

【支給額】対象児童1人につき5万円

【申請方法】対象となる方には、4月中旬に給付金の案内文書および申請書を送付します。申請書に記入の上、必要書類を添付し、同封の返信用封筒に入れて7月30日（金）までに返送してください。

詳しくは、児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。

東京都議会議員選挙立候補予定者説明会を開催します

北多摩第四選挙区（清瀬市・東久留米市）では、立候補を予定している方を対象に説明会を開催します。立候補予定者または関係者の方は、必ずご出席ください。

【日時】5月7日（金）午後2時から

【会場】市役所7階704会議室A

【持ち物】筆記用具

※当日受付票に記載していただくため、立候補予定者の氏名（ふりがな）・住所・電話番号・本籍・生年月日・党派・職業・選挙管理委員会からの連絡先（担当者名・電話番号）を確認してください。

なお、会場の都合上、出席者は1候補原則2人までです。

詳しくは選挙管理委員会事務局☎470・7790へ。

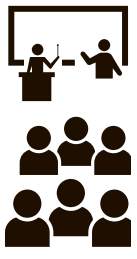

施策成果等アンケート調査を実施します

市では、市が実施しているさまざまな行政サービスに関する成果や実績などを把握するため、「施策成果等アンケート調査」を実施します。

市内在住の18歳以上の方の中から無作為に2000人を抽出し、4月下旬に調査票を送付する予定です。

調査票が届いた方は、ご協力をお願いします。なお、今年度からインターネットによる回答ができるようになりました。

調査結果は市ホームページなどで公表します。

詳しくは行政管理課☎470・8031へ。

木造住宅の耐震診断・耐震改修助成を利用しませんか

市では、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、耐震改修計画に定めた木造住宅の耐震化率95％の達成に向けて、耐震化の促進を進めるため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を助成しています。

いずれも実施する前に申請をしないと助成が受けられません。助成手続きなど、詳細は市ホームページ、または施設建設課6番窓口（市役所5階）で配布するパンフレットをご覧ください。

【耐震診断助成金額】最大5万円。耐震診断に要した費用（消費税を除く）の2分の1以内（千円未満端数切り捨て）

【耐震改修助成金額】最大60万円。耐震改修に要した費用（消費税を除く）の3分の1以内（千円未満端数切り捨て）

【助成対象住宅】

①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

②地上3階までの戸建住宅（店舗併用住宅含、地階除く）

③現に居住の用に供されていること（耐震改修助成の場合）

④耐震診断の結果、構造耐震指標IW値が1・0未満であること（耐震改修助成の場合）

【耐震改修の対象となる工事】耐震診断を行った結果に基づき構造耐震指標IW値が1・0以上となるよう補強を行う工事

詳しくは施設建設課☎470・7756へ。